

町内会活動中傷害保険

手引き



この保険は、安心して町内会活動を行っていただくため、町内会活動中の万が一の事故に備えるための補償制度です。

帯広市町内会連合会が各町内会の代表者として契約しており、**帯広市町内会連合会に加盟している町内会が利用することができます。**

～ 加入と掛け金について ～

【傷害保険の加入】

この保険は、帯広市町内会連合会が代表となって保険会社と契約しており、町内会活動中に起きた事故の補償を受けられるものです。

各町内会において、保険加入の手続きは必要ありません。

対象となるのは、町内会加入者とその家族です。

【保険料】

この保険の掛け金は、町内会からの保険料と帯広市の補助金（1/2 相当）で支払っています。

町内会が支払う保険料は、毎年 5 月に町内会に送付している町内会負担金納付書の「帯広市町内会連合会会費」に含まれています。保険料は、町内会の加入戸数により、以下のとおりとなっています。

＜保険料算出基準＞

町内会加入戸数	金額
30戸以下	1,000円
70戸以下	2,000円
120戸以下	3,000円
121戸以上	4,000円

帯広市町内会活動中傷害保険の内容

◆ 保険の種類

- 1 傷害補償・・・住民の傷害事故を補償
→ 住民がケガを負った場合に支払われるもの
- 2 賠償責任補償・・・第三者への賠償事故を補償
→ 第三者に対して負う損害賠償を補償するもの

◆ 補償内容

1. 傷害補償(住民が対象)

住民が「町内会活動等に従事中または参加中」に、「急激かつ偶然な外来事故」によって、ケガをした場合に支払われる補償です。

(例；「清掃作業中に団地の斜面で足を滑らせ転倒しケガをした」「運動会の競技中に負傷した」「町内会の会合から帰る途中、転倒しケガをした」等)

- (1) 死亡保険金・・・事故の日から、180日以内にそのケガがもとで死亡したとき、保険金を支払います。

＜補償額＞ 300万円

- (2) 後遺障害保険金・・・事故の日から、180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた時、保険金を支払います。(その程度に応じて)

＜補償額＞ 9万 ～ 300万円

- (3) 入院保険金・・・事故の日から、180日以内にそのケガによる入院(入院に準じた状態を含みます)の日数1日に対して180日を限度として入院保険金を支払います。

＜入院保険金(日額)＞ 3,000円

- (4) 通院保険金・・・事故の日から、180 日以内のそのケガによる通院（往診を含みます）の日数 1 日に対して、90 日を限度として通院保険金を支払います。

ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院については対象になりません。

＜通院保険金（日額）＞ 2,000円

2. 賠償責任補償（町内会及び住民が対象）

町内会及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。

- イ) 町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故。
- ロ) 町内会が行う町内会活動の遂行に起因する偶然な事故。
- ハ) 町内会に加入している住民が、町内会活動に従事している間または、町内会行事に参加している間に生じた事故。
（例：「運動会のテントを収納する際、テントの脚を変形させてしまった」「盆踊りのやぐら等が倒れ、お客さんがけがをした」等）

＜賠償保険金＞ 1 億円（限度額）

◆ 補償の対象とならない事故

1. 傷害補償

- ・故意、重大な過失による事故
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・妊娠、出産、早産による医療処置
- ・地震、噴火、洪水、津波などによる事故
- ・戦争、外国の武力行使による事故
- ・頸部症候群（むちうち）または腰痛で他覚症状のないもの

2. 賠償責任補償

- ・給排水管、冷暖房装置、スプリンクラーなどからの蒸気、水の漏水などによる事故
- ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪などによる事故
- ・施設の修理、改造、取り壊し等の工事による事故
- ・昇降機、自動車の所有、使用または管理に起因する事故

◆町内会活動保険 Q&A◆

Q1 「町内会活動」とはどのような活動のことですか

答： 町内会活動は、「町内会が企画、立案し、総会や運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定された活動および行事」をいいます。地方自治体が行う活動、行事に町内会が参加した場合も対象になります。しかし、協賛・後援等の名目だけのかかわりをもつ事業での事故の場合は対象外です。

【具体的な事業・行事】

- ①総会・役員会等の会議や研修会など
- ②運動会、レクリエーション、親睦活動、防犯パトロール、防犯灯の設置
- ③町内清掃、資源回収、広報紙・回覧板の配布、草刈活動、葬儀手伝いなど

Q2 対象となる「住民」の要件はありますか

答： 以下の①～③の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① 町内会に加入していること
- ② 町内会の所在する地域に生活の本拠を有すること
- ③ 自然人であること
 - ・個人事業主については、加入形態が仮に商店名となっても、事業主本人および生計を共にする同居の親族を含みます(事業主は、町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
 - ・法人については、代表者は個人事業主に準じて取り扱います(代表者は町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
 - ・法人の従業員は、別途個人で町内会に加入していない限り対象外です。

Q3 「町内会活動等に従事中または参加中」とはどのような状況をいいますか

答： 町内会活動等に従事または参加の目的（町内会行事の見物、見学、応援等を含みます。）をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ町内会の管理下（町内会の指揮、監督および指導下をいいます。）にある間をいいます。

Q4 市が主催する河川清掃や地区連合町内会の運動会などは対象になりますか

答： 市が主催する行事や地区連合町内会が行う行事については、各町内会に事前に計画が案内され、それを受けて各町内会で当該活動・行事の実施・参加について役員会や総会で決議され、その内容が行事予定表（計画表）または議事録により確認できれば対象となります。

Q5 町内会の組織の中に、子ども会、老人会があり、そこで行う行事は対象になりますか

答： 子ども会、老人会（老人クラブ）がこの保険の対象になるのは、以下の①②の要件をいずれも満たした場合です。また、町内会に同好会やサークルを設置している場合も同様です。

- ① 町内会として、運営費・活動費の支出を行っていること
- ② 子ども会・老人会・同好会などが、町内会内に町内会員で組織されており、これらの活動を、町内会が町内会活動と認識していること

Q6 複数の町内会で結成する老人クラブや連合町内会で結成している老人クラブは対象になりますか

答： いずれの老人クラブの場合も、Q5と同様、要件①②を満たした場合は対象になります。



保険の対象になる活動は、「町内会活動として実施・参加」した場合です。地区連合町内会や子ども会などは、活動の基本は町内会ですから「町内会活動」となりますし、老人クラブの活動も、Q5の要件①②が満たされていれば対象になります。

Q7 町内会行事のための準備や練習は対象になりますか

答：（１）準備；当日の会場設営のための準備等、行事を行うための打ち合わせ、会場の下見、飾り付けや看板等の準備も対象となります。

（２）練習；スポーツ大会の練習や盆踊りの練習などは、個人で行っている場合はその行事のための練習なのか判別出来ないため対象外です。しかし、町内会役員や当該行事の責任者の立ち会いのもとに行われている場合は対象となります。

（３）あとかたづけ・更衣・慰労会； 行事のあとかたづけや更衣は対象となります。行事のあと慰労会を行う場合は、当該経費を町内会として予算化している場合に限り、対象となります。

Q8 行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか

答： 行事途中での休憩は対象となります（休憩時間中、当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動している間を除きます）。また、目的地での自由解散については、自由解散後の個人の行動は対象とはなりません（会場と住居との往復途上は、「通常の経常の経路」であれば対象となります）。

Q9 旅行などの宿泊を伴う行事の場合の取扱いはどうなりますか

答： 旅行等が目的の行事の場合は、観光自体が目的であり全員で行動しないケースもあることから、目的地に到着してから目的地を出発するまでの間は補償の対象となります。ただし、この場合でも自由解散後の個人行動は除きます。

Q10 地域の安心安全の活動での見守り活動は対象になりますか

答： その活動があらかじめ町内会で計画・確認されていることが必要になります。総会議案書などに、「通学路の見守り活動」、「児童生徒の安全活動」などの項目で事業計画などに記載されていることが必要です。

◆ 事故発生後の報告・請求手続

1. 事故が発生したら直ちに以下の内容を事務局に報告して下さい。
○事故の日時 ○場所 ○事故の状況 ○傷害または損害の程度
★傷害事故の場合 … 受傷者の氏名・住所・年齢・電話番号・通院先
★損害事故の場合 … 被害者（所有者）の氏名・住所・電話、修理先 など
2. その後の手続き～保険金の支払いまで
事故報告後、治療あるいは修理が終了してから保険金請求の手続きを行います。
必要書類は、事務局からご本人あるいは町内会長に送付して手続きを進め、手続き終了後に指定口座に保険会社から保険金が振込みとなります。
※ 詳しい内容は、帯広市町内会連合会事務局までお問い合わせください。

【事務局】 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1
帯広市市民活動課内（庁舎3階）
直通電話 （0155）65-4130 / FAX （0155）23-0156

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or printed text on the page.

第34回 町内会だよりコンクール

町内会だよりは、暮らしに安心を与え、人と人、町内会をつなぐものとして、大きな役割を果たしています。

今回のコンクールには、14作品の応募をいただきました。

審査は、①見やすさ②親しみやすさ③ユニークさ④内容性⑤レイアウトについて行い、下記の通り各賞を決定いたしました。どれも各町内会の特色が表れた作品でした。

- ◎ 審査会日時 : 令和7年4月3日(木) 10時～13時
- ◎ 参加作品数 : 14作品
- ◎ 審査員 : 北海道新聞社、十勝毎日新聞社、帯広市広報広聴課、
(8名) 市町連副会長、市町連広報・コミュニティ正副委員長、
市町連事務局長

最優秀賞

- ・青葉町内会 会長 西村 弦 「町内会だより」

優秀賞

- ・協和南町内会 会長 堀内 利男 「しらかば」
- ・緑林町内会 会長 谷 敏明 「緑林町内会だより」
- ・西11号つくし町内会 会長 大宮 哲夫 「西11号つくし町内会だより」

奨励賞

- ・青空町内会 会長 村上 光男 「青空」
- ・新稲田町内会 会長 細岡 和幸 「新稲田町内会だより」
- ・新柏林台町内会 会長 伊藤 寿勝 「新柏林台町内会通信」
- ・太陽町内会 会長 佐藤 豊 「太陽町内会 かわら版」
- ・三十丁目町内会 会長 田中 耕吾 「三十丁目町内会情報」

第34回町内会だよりコンクール参加町内会一覧

・ 青葉町内会	会長	西村 弦	「町内会だより」
・ 三十丁目町内会	会長	田中 耕吾	「三十丁目町内会情報」
・ 光南東町内会	会長	金田一 明一	「光南東町内会だより」
・ 緑親町内会	会長	板垣 洋一	「緑親たより」
・ 新柏林台町内会	会長	伊藤 寿勝	「新柏林台町内会通信」
・ 太陽町内会	会長	佐藤 豊	「太陽町内会 かわら版」
・ 新稲田町内会	会長	細岡 和幸	「新稲田町内会だより」
・ 南町南町内会	会長	桑山 秀人	「南町南町内会だより」
・ 春光町内会	会長	平 秀明	「春光だより」
・ 清流の里東町内会	会長	大沼 敦朗	「EAST TOWN TIMES」
・ 緑林町内会	会長	谷 敏明	「緑林町内会だより」
・ 協和南町内会	会長	堀内 利男	「しらかば」
・ 青空町内会	会長	村上 光男	「青空」
・ 西11号つくし町内会	会長	大宮 哲夫	「西11号つくし町内会だより」

最優秀賞

青葉町内会

「町内会だより」

町内会だより

帯広市青葉町内会
2025.2.7発行

先日的大雪、本当に大変でしたね…。心身ともにお疲れのことと思います。市では昨日から排雪作業をスタートしましたが、今（2/7 21:00現在）のところ北方面は予定されていないようです。

町内会の生活道路は、車が一台通れるかどうかの狭さですし、皆様のご自宅周りも排雪できない状況かと思います。そこで、役員で検討し、除雪機の貸し出し利用（無料）と、重機での排雪場所確保作業の依頼（5万円前後）をすることとしました。本来であれば、町内会員みなさんにお諮りしてから決定すべきと思いますが、一日でも早く現状改善することを優先させていただきました。どうぞご理解ください。

2月8日（土）9～12時に重機での作業を行います

【排雪場所の確保】

- ・4班西端の空き地
- ・1班西端の空き家

左の2か所の雪を積み上げ、自宅周辺の積雪が排雪できる場所を確保します。

予算に余裕があれば、優先順位を考えながら排雪作業もお願いする予定です。

【排雪の優先】

- ・ゴミステーション
- ・高齢者の方
- ・排雪場所がない方
- ・道路幅が狭い箇所

この時間帯に、町内の様子を見て回ります。様子を教えていただく場合もありますので、その際にはご協力いただければ助かります。

2月7日（金）から2週間 除雪機を借りています

帯広市が行っている「小型除雪機貸出制度」に申し込みました。貸し出しは無料です（燃料代は町内会負担）。

町内全域をカバーすることはできませんが、役員で作業場所を検討し、除雪していきます。作業中は危険ですので、近づかないようにお願いします。

なお、雪を飛ばす場所は、できる限りご迷惑がかからないように配慮しますが、もし不都合がありましたら西村までご連絡ください。

【西村 連絡先】

割愛

ラインはこちら



割愛



優秀賞

協和南町内会 「しらかば」

〈通刊1182号〉
令和7年1月1日発行
協和南町内会
発行責任者 広報部長

しらかば
協和南町内会 会員の皆様
あけましておめでとう
2025
本年もよろしく
お願い申し上げます
令和7年元旦

令和6年度は、町内会活動がほぼ予定通り実施できました。これら会員皆様のご理解、ご協力のおかげと心より感謝申し上げます。令和7年度も「安全安心」を第一に活動してまいります。皆様には変わらずご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
協和南町内会 会長 堀内利男 役員一同

1. 令和6年度の町内会活動及び決算中間報告（1月1日～12月8日）

① 行事・活動について

- ・実施済項目
 - 定期総会、新年顔合わせ会、春の一斉清掃、パークゴルフ大会、野遊会、ラジオ体操、四町内合同防災講習会、他に、12回の資源回収、5回の公園草刈り（他に花苗植えやグラウンド整備も実施）、交通安全防犯設置、防犯パトロールなど
- ・市への要望
 - 排水溝の雨水樹修理7カ所（公園北東端、あと、4班と5班の間6カ所）

② 会計について（令和6年1月1日から12月31日までの見込み）

収入	1,104,735円
繰越金、町内会費、補助金及び交付金、資源回収売上金、等	
支出	714,169円
街灯維持費、各種負担金、厚生費、公園管理費、慶弔費、事務費、役員会費、会議費、総会費、積立金、長寿会助成金、役員謝礼金、雑費、等	
・残金	390,566円

・積立金内訳（累計）	→	周年記念積立金	220,000円	総務積立金	430,000円
------------	---	---------	----------	-------	----------

※ 会計監査 令和7年1月26日実施予定

2. 『第2回役員会』での協議、決定事項

① 令和7年度定期総会・新年顔合わせ会について

- ・とき 令和7年2月2日（日）10時～13時50分
- ・ところ きぼう福祉センター
- ・後 「案内書面」を配布し、出欠は回覧版にて募ります。

② 班長交代について

- ・次年度班長につきましては、班長7名が決められました。定期総会の後からの仕事となります。班長と回覧版の引き継ぎ日を2月2日としますのようしくお願いいたします。

③ 資源ごみ回収について

- ・「資源ごみ」と「資源ごみでない物」との区別が分からずに出されている方がいらっしゃいます。トラフックを持って行かない物は、係のほうで「燃やさないごみ」袋に入れたり、また、大きな物については、お持ち帰りできるよう、木に括りつけるなどしています。長い間、そのまゝになっていますと、結局、町内会費で処分しなければならなくなりますので、分別をよろしく願います。
- ・今まで最終日曜日に皆様の協力でなされています「資源ごみ回収」ですが、回収業者の都合により令和7年4月から変わります。日程については、令和7年度年間行事予定表（2月2日配布予定）をご覧ください。

《町内会費について》

★ 前回の令和6年度定期総会において、「会費が高いのでは？」というご意見がありましたので、月500円と月300円の会費とで比較してみました。

- ・町内会費が月200円少ないと、82戸として200円×12か月×82戸で196,800円少なくなります。
- ・省けるところは、厚生費の「新年顔合わせ会」と「野遊会」ぐらいいくなく、この2つを会費にし、参加者が全額負担という案ぐらいいくなく考えている。

出された意見

- ① 受益者負担にしてはどうか。（現在もやっている）
- ② 会費制にすると、参加者数が増えるのではないかと。
- ③ 会費の徴収の際、別に会費が高いという話は聞かないが。
- ④ 資源ごみでない物を捨てると、その処分代がこれから増えてくるのではないかと。
- ⑤ 月500円でも安いという人がいる。（月1,000円の町内会もある）
- ⑥ 期総会行事をやっているところは、月300円でやっているようだ。（でも期総会行事がないと町内会とは言えない）



住みよい地域をみんなの力でつくりましょう



一面雪から三班資源ごみ回収に参されたごみ回収（ペンション敷のため）



新しくなった二班のステール製ゴミ箱



環境 衛生

優秀賞

緑林町内会

「緑林町内会だより」

緑林町内会

だより



第48号

発行 2024年4月10日

〔令和6年〕

緑林町内会 会長 長谷川 篤

子どもたちの「えがお」がいっぱい!

祝

子ども部 結成

実際に
12年ぶりの
結成!



「子ども部」が
「はじめてのレクリエーション」を
開催しました



【写真は、裏面にも掲載しました】

「はじめてのレクリエーション」は、4月6日〔土〕10時より緑西コミセンで、開催し、乳幼児から小学4年生までの子どもたち6名と保護者7名が参加しました。

始めに、会長から「はじめての子ども部の集いに挨拶が出来ることを嬉しく思い、継続できることを期待している…」旨の挨拶がありました。自己紹介、ボールまわし物当てクイズ、連想ゲームなどにトライ。子どもたちの明るく元気な笑顔が、終始あふれた時間となりました。会員皆様のご協力で、12年ぶりの「子ども部」のスタートとなりました。会員の皆さん、「子ども部」を「よろしくお願いします。」

これからも、子どもたちのこの笑顔がずっと続くことを願っています。【武井記】

優秀賞

西 1 1 号つくし町内会

「西 1 1 号つくし町内会だより」

令和 7 年 1 月発行 西 1 1 号つくし町内会

★1 月 12(日) 定期総会を開催・議事は全て承認

つくし会館にて、会員 116 名中、97 名（出席者 31 名、委任状 66 名）が参加し、来賓に村田光成北海道議会議員がご臨席のもと開催。2 班の館盛さんの議長で進行され議事は全て承認されました。

新年あけましておめでとうございます。

昨年、当町内会は 50 周年の節目を迎え、つくし会館の屋根塗装等整備、公園の遊具整備、ゴミボックスの更新、全会員へ商品券等のお祝い品の配布などを滞りなく終えることができました。

私の昨年を、漢字一字で表すなら「感」です。

町内会員皆様の日頃のご理解とご協力への「感謝」。そして、青少年部の若いお母さん方の、夏休みのラジオ体操で雨の日でも「会館を使わせてください！」などの熱心な活動に「感動」しました。

今年は、10 月 4 日(日)に親睦交流会を開催予定です。内容は役員にて検討中ですが、多くの会員の皆さんに参加してもらえらる企画アイデアなどありましたら、ぜひ役員までお知らせください。

本年も皆様にとってより良い一年になりますことを祈念いたしますとともに、町内会活動へのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

会長 大宮 哲夫（2 班）



村田道議のご挨拶



大宮会長の挨拶

★1 月 13(月) 新年初の麻雀交流会を開催！参加者大募集中です！



渡邊副会長（厚生部長）と参加者の皆さん

- ・つくし会館にて、厚生部主催の麻雀交流会が行われ、新年初の熱戦が繰り広げられました。
- ・麻雀は、頭脳ゲームとして脳の前頭葉を活性化させることにつながるため、思考力や創造力、記憶力、コミュニケーション能力が上昇すると言われており、老若男女すべての方が楽しめる娯楽です。
- ・原則、毎月第 2・第 4 土曜日の午前 10 時開催です。（次回は、1 月 25 日(土)10 時スタート）
- ・初心者の方も大歓迎です！お待ちしております♪

インフルエンザ要注意警報❗

徹底予防で冬を乗り切ろう!!





帯広市民憲章

澄んだ青空と、きれいな水に恵まれている広大な十勝平野。先人は多くの苦難を乗り越えて、その中心に平原のまち、帯広を拓きました。

わたしたちは、豊かな自然と、この地によって培われたおおらかな気風に誇りをもち、住みよいまちをめざし、よりよい市民として前進するために、この憲章を定めます。

- 1 明るく働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、なごやかなまちにしましょう。
- 1 あたたかい心をもち、
うるおいのあるまちにしましょう。
- 1 自然を大切にし、
やすらぎのあるまちにしましょう。
- 1 北国の文化を高め、楽しいまちにしましょう。

昭和57年6月17日制定